

令和 7 年 第 4 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録				
会 議 日 程	令和 7 年 4 月 1 5 日		午後 1 時 3 0 分	開会
			午後 1 5 時 0 0 分	閉会
場 所	魚沼市役所 本庁舎 3 0 5 会議室		書 記	森山 玲子
委 員 定 数	5 名 （ 出席者 5 名 欠席者 0 名 ）			
出 席 委 員	教 育 長	樋 口 健 一	教育長職務代理者	星 麻 衣
	委 員	浅 井 誠 哉	委 員	八 木 由 美 子
	委 員	桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員				
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長	大 塚 宣 男	学校教育課長	岡 部 忍
	管理指導主事	五十嵐 哲也	管理指導主事	米 山 智
	教育センター次長	須 佐 光 行	生涯学習課長	青 柳 洋 介
	子ども課長	浅 井 勝 美	庶 務 係 長	森 山 玲 子

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和7年第4回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第 3 項の規定により
星 麻衣 委員をお願いします。

日程第 2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第 2、教育長の諸報告を行います。(資料 4～5 ページ、教育長
諸報告により 3 月 2 5 日から 4 月 1 5 日までの出席会議・行事等につい
て報告)
(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。
(委 員) 街頭指導は教育長だけが行ったのですか。
(教 育 長) 庁議メンバーと交通安全担当課と部長、副部長クラスです。
(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。
(委 員) (「はい」の声あり)
(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第 3 報告 第 7 号 臨時代理報告

魚沼市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(教 育 長) 日程第 3、報告第 7 号 臨時代理報告 魚沼市教育委員会事務局組織
規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
(生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市教育委員会事務局組織規
則の一部改正について(説明))
(教 育 長) 報告第 7 号について、質疑はありませんか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第7号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第7号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告 第8号 臨時代理報告

魚沼市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

(教 育 長) 日程第4、報告第8号 臨時代理報告 魚沼市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市教育委員会事務決裁規程の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告第8号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第8号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第8号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 報告 第9号 臨時代理報告

魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について

(教 育 長) 日程第5、報告第9号 臨時代理報告 魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

(子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告第9号について、質疑はありませんか。

(委 員) 委員を3名増やすのは何か理由があるのですか。

(子ども課長) より広い分野の協議等が必要になってくるので、その意味も含めて3名増やすということにしています。

(委 員) 広い分野というところで考えて、今のところとどういった感じの人を増やそうかというのはあるのですか。

(子ども課長) まだ決めておりません。

(事務局長) 補足になりますけれど、今まで18歳未満というところだったのが、子ども計画になりますと、40歳未満の若者も含めるということで、増やす部分としては商工関係とか観光関係とか、より社会性が関わってくるような分野の代表の方からも、入ってもらおうということで一応予定しております。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第9号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第9号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 報告 第10号 臨時代理報告

魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第6、報告第10号 臨時代理報告 魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (子 ども 課 長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市立認定こども園条例施行規則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第10号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第10号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第10号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 報告 第11号 臨時代理報告
魚沼市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第7、報告第11号 臨時代理報告 魚沼市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (子 ども 課 長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第11号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第11号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第11号は原案のとおり承認することとします。

日程第8 報告 第12号 臨時代理報告
魚沼市私立保育園の利用に関する規則の一部改正について

- (教 育 長) 日程第8、報告第12号 臨時代理報告 魚沼市私立保育園の利用に関する規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。
- (子 ども 課 長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市私立保育園の利用に関する規則の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告第12号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第12号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第12号は原案のとおり承認することとします。

日程第9 報告 第13号 臨時代理報告
魚沼市妊婦のための支援給付に関する事務処理規則の制定について

- (教 育 長) 日程第9、報告第13号 臨時代理報告 魚沼市妊婦のための支援給付に関する事務処理規則の制定について、事務局の説明を求めます。
- (子 ども 課 長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市妊婦のための支援給付に関する事務処理規則の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告第13号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第13号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第13号は原案のとおり承認することとします。

日程第10 報告 第14号 臨時代理報告

令和6年度一般会計補正予算(第9号)について

(教 育 長) 日程第10、報告第14号 臨時代理報告 令和6年度一般会計補正予算(第9号)について、事務局の説明を求めます。

(事 務 局 長) 説明いたします。(資料により説明：令和6年度一般会計補正予算(第9号)について(説明))

(教 育 長) 報告第14号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

報告第14号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第14号は原案のとおり承認することとします。

日程第11 報告事項

(市長部局規則)

①魚沼市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について

(教 育 長) 日程第11、報告事項①、魚沼市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について、報告をお願いします。

(子 ど も 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項①、魚沼市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告事項①について、質疑はありませんか。

(委 員) 子ども手当はなくなったのですか。

(子 ど も 課 長) 確認をして報告したいと思います。

【質疑応答】

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項①を終了します。

(市長部局要綱)

②魚沼市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱の制定について

(教 育 長) 報告事項②、魚沼市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。

(子 ど も 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項②、魚沼市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱の制定について(説明))

(教 育 長) 報告事項②について、質疑はありませんか。

(委 員) 徴収してから補助するのですか。

(子ども課長) 園に対しての補助なので、私立保育園等は給食費の額も800円と定まっておりますので、それに対して市から1食あたり800円分の補助をするので、最終的にはおそらく差額を徴収し、申請をしてきたものに対して市が払うという形です。公立園に関しては、最初から徴収はしません。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項②を終了します。

(市長部局要綱)

③魚沼市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

(教 育 長) 報告事項③、魚沼市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、報告をお願いします。

(子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項③、魚沼市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告事項③について、質疑はありませんか。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項③を終了します。

(市長部局要綱)

④魚沼市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部改正について

(教 育 長) 報告事項④、魚沼市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部改正について、報告をお願いします。

(子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項④、魚沼市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告事項④について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項④を終了します。

(市長部局要綱)

⑤魚沼市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正について

(教 育 長) 報告事項⑤、魚沼市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正について、報告をお願いします。

(子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑤、魚沼市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正について(説明))

(教 育 長) 報告事項⑤について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で報告事項⑤を終了します。

(市長部局要綱)

⑥魚沼市養育者支援手当支給要綱の制定について

(教 育 長) 報告事項⑥、魚沼市養育者支援手当支給要綱の制定について、報告をお願いします。

(子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑥、魚沼市養育者支援手当支給要綱の制定について(説明))

(教 育 長) 報告事項⑥について、質疑はありませんか。

(委 員) 児童手当という名でなくて、支援手当で支払いますという考えでいいですか。

- (子ども課長) はい。
- (教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (教育長) それでは以上で報告事項⑥を終了します。

(教育長委任事務)

⑦魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部改正について

- (教育長) 報告事項⑦、魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑦、魚沼市産後ケア事業実施要綱の一部改正について(説明))
- (教育長) 報告事項⑦について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (教育長) それでは以上で報告事項⑦を終了します。

(教育長委任事務)

⑧魚沼市妊婦等包括相談支援事業実施要綱の制定について

- (教育長) 報告事項⑧、魚沼市妊婦等包括相談支援事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑧、魚沼市妊婦等包括相談支援事業実施要綱の制定について(説明))
- (教育長) 報告事項⑧について、質疑はありませんか。
- (委員) 対象者ですが、配偶者とパートナーまたは同居家族とあって、パートナーは配偶者でもなく家族でもない。それでも大丈夫なのですか。
- (子ども課長) いろいろな配慮が国の文書にあると思います。
- (委員) そういった形で多様性の部分なののでしょうか。
- (子ども課長) そのようにとらえていただければと思います。
- (教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (教育長) それでは以上で報告事項⑧を終了します。

(教育長委任事務)

⑨魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の廃止について

- (教育長) 報告事項⑨、魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の廃止について、報告をお願いします。
- (学校教育課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑨、魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の廃止について(説明))
- (教育長) 報告事項⑨について、質疑はありませんか。
- (教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (教育長) それでは以上で報告事項⑨を終了します。

(市長部局要綱)

⑩魚沼市出産・子育て応援給付金支給要綱の廃止について

- (教育長) 報告事項⑩、魚沼市出産・子育て応援給付金支給要綱の廃止について、報告をお願いします。

- (子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑩、魚沼市出産・子育て応援給付金支給要綱の廃止について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑩について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑩を終了します。

⑪令和7年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について

- (教 育 長) 報告事項⑪、令和7年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について、報告をお願いします。
- (子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑪、令和7年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について(説明))
- (樋口教育長) 報告事項⑪について、質疑はありませんか。
- (委 員) この2名はどんな方ですか。
- (子ども課長) お二方とも保育士をされていて退職された方です。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑪を終了します。

⑫歴史の道八十里越調査保存整備委員の委嘱について

- (教 育 長) 報告事項⑫、歴史の道八十里越調査保存整備委員の委嘱について、報告をお願いします。
- (生涯学習課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑫、歴史の道八十里越調査保存整備委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑫について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑫を終了します。

⑬魚沼市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

- (教 育 長) 報告事項⑬、魚沼市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、報告をお願いします。
- (生涯学習課長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑬、魚沼市スポーツ推進審議会委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑬について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑬を終了します。

⑭共催依頼及び⑮後援依頼について

- (教 育 長) 報告事項⑭共催依頼及び⑮後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。
- 【以下、資料に基づき報告】
- (学校教育課長) 共催依頼3件、後援依頼2件について報告
- (教 育 長) 報告事項⑭共催依頼及び⑮後援依頼について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

①その他

(教 育 長) 日程第12、その他、①その他

(教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。

【報告、連絡事項等】

(生涯学習課長) ・4月29日生涯学習センター「ここいら」オープン

②今後の会議日程

(教 育 長) 令和7年第5回定例会については、5月13日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。

(教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

(教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 15 時 00 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員